

総務常任委員会

平成29年6月22日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第18号 専決処分の承認について

議案第19号 専決処分の承認について

議案第20号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長 伊藤 保
委員 平野 忠作
委員 太田 将範
委員 高橋 秀典

副委員長 米本 弥一郎
委員 島田 和雄
委員 有田 恵子

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 佐久間 茂樹

説明のため出席した者（24名）

副市長 加瀬 正彦
行政改革推進課長 小倉 直志
企画政策課長 阿曾 博通
税務課長 渡邊 満
会計管理者 島田 知子
監査委員局長 高木 昭治
その他担当員 13名

秘書広報課長 伊藤 義隆
総務課長 飯島 茂
財政課長 伊藤 憲治
市民生活課長 大木 廣巳
消防長 加瀬 寿勝

事務局職員出席者

事務局長 大 矢 淳

事務局次長 花 澤 義 広

副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きのうは雨でしたけれども、今、梅雨に入っております、うっとうしい毎日が続いておりますけれども、どうかお体をご自愛されて頑張ってくださいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

なお、有田委員におかれましては、所要のため10時半に退席をされますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、佐久間議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。議長。

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案3議案について審査をしていただくことになっております。どうか慎重なるご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。本日の委員会に審議をお願いいたします議案でございますが、先ほど議長のご挨拶にもございましたとおり、3議案でございます。

議案第18号から20号までということで、これらは全て専決処分の承認についてのものとな

ります。議案第18号は、旭市税条例等の一部改正、議案第19号は、都市計画税条例の一部改正、20号は、国民健康保険税条例の一部改正でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁できるよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日、人事異動後、初めての委員会ということで、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） よろしく申し上げます。

○副市長（加瀬正彦） それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願いたします。
私からは以上でございます。

○総務課長（飯島 茂） 総務課長の飯島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○企画政策課長（阿曾博通） 企画政策課長の阿曾でございます。よろしくお願いたします。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課2年目の伊藤でございます。よろしくお願いたします。

○消防長（加瀬寿勝） 消防長の加瀬でございます。よろしくお願いたします。

○秘書広報課長（伊藤義隆） おはようございます。

秘書広報課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○行政改革推進課長（小倉直志） 行政改革推進課の小倉でございます。よろしくお願いたします。

○税務課長（渡邊 満） 税務課長の渡邊でございます。2年目になります。どうぞよろしくお願いたします。

○監査委員事務局長（高木昭治） 監査委員事務局長の高木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課長の大木です。よろしくお願いたします。

○会計管理者（島田知子） 会計管理者兼会計課長の島田でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

○委員長（伊藤 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第18号、専決処分の承認について、議案第19号、専決処分の承認について、議案第20号、専決処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第18号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第18号につきましては、本会議で補足説明をしたところでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について質疑がありましたらお願いいたします。
米本委員。

○委員（米本弥一郎） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

議案第18号の補足説明で、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布、施行されることに伴い、条例を改正するという説明でございましたが、この地方税法等の一部を改正する等の法律の改正の趣旨、目的といった、そもそもについてお伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 地方税法の改正の趣旨でございますけれども、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、社会保障の安定財源の確保等を図るため、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から、所得の拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

条例の第33条第4項と第33条第6項に、ただし第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときはこの限りではないという文言がありますけれども、行政をチェックする立場から、この中身についてお伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） ただいまの条項、33条の第4項でございますけれども、特定配当等の所得について提出された申告書の内容に応じて総所得金額に含めるか含めないか、課税方式を決定できることになったものでございまして、内容的には、前年と変わりませんけれども、このただし書き以降にそれぞれ1、2ということで、1は市県民税申告書、2は確定申告書ということで、それぞれ明記したということでございまして、通常、株でありますけれども、分離で、所得税15%の市県民税5%、源泉徴収されるわけなんですけれども、確定申告を行った場合ということは、要は総合課税を行った場合と、それから別に市県民税の申告を行った場合、それぞれ別の選択ができると。例えば市県民税の申告を行って、株の所得を計上しますと、国税、それからその他の保険料等に所得としてみなされますので、そこに記載しなければ、そこは所得とみなされないということを本人が選択できるというものでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 税条例61条の2について質問しますけれども、これは固定資産税の課税標準のことでありまして、法改正に伴って、わがまち特例の割合を2分の1に定めるというようなことでありました。

今回、4つの事業が追加されたということでもありますけれども、家庭的保育事業、それから居宅訪問型保育事業、事業所内の保育事業、それから市民緑地、これらがわがまち特例の対象事業というようなことに追加されたということでもありますけれども、そもそもわがまち特例といったような税制の制度について、私、不勉強で知らなかったわけでもありますけれども、この制度はどのようなものか、まずお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 通称わがまち特例という表現をしておりますけれども、正式な名称は、地域決定型地方税制特例措置というものでございます。これは平成24年度の税制改正から導入されたものでございまして、目的でございますけれども、地方の裁量を認めたほうが政策目的の達成に効果的であると考えられる特例措置について、地方団体が条例に規定することによって、課税標準に対する特例割合を一定の範囲内で定めることができるようにするというものでございまして、現在、24年から今年制定された分まで入れますと、17事業が

国のほうの施策として認定された事業がございます。

今年度は、保育事業ということで、4事業ほど制定されたわけなんですけれども、通常、国のほうでは、この選定された事業は、国の施策としてこういう事業を推進したいということから、固定資産税を減免するというので、国としては例えば、事業によってそれぞれなんですけれども、今回の保育事業に関しましては、3分の1から3分の2の間で市町村長が決められるということで、国の基準は2分の1だよというものでございます。

ただいま保育待機児童が結構多いと他の地方公共団体で問題になっておりますけれども、その一つの表れで、認定された保育事業の設置を促進しようという目的で、その市町村に合った、本当に足りないということであれば、3分の1に固定資産税を軽減して、さらなる誘致を進めるという施策を市町村が、画一的な権限ではなくて、市町村で実情に応じた割合を定めることということで、旭市としては、現在のところ待機児童等の問題もございませんので、標準的な国の示した2分の1をそのまま使用していると。この分につきまして、この基準以外、例えばもっと変えているという市町村はほとんどなく、だいたいが標準で軽減を行っているというところが多いようです。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今回、この4つの事業が追加されたということでありましてけれども、これまでどのような事業があったのか、その辺分かればお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 非常に旭市には直接関係ないような、例えば平成24年ですと、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設、それからあと下水道除害施設、それから備蓄倉庫、それから26年以降には浸水防止用設備、ノンフロン製品、汚水・廃液処理施設、それと大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設というようなことで、非常に細かくありまして、昨年、平成28年に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備ということで、自家消費型太陽光発電、それから風力、水力、地熱、バイオマス、そういうものが事業として認定されております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） これらの事業について、旭市では特に今のところこの軽減措置の対象に

なるような事業はないということでありましてけれども、なる可能性もあるのかなといったような事業をされている方もいる可能性もありますよね。また、これから恐らくこういった取り組みをされる人もいますので、そういった中で、そういった場合、どのような手続きと申しますか、申請とか、そういうものを市に申請をしなければこういった措置は受けられないということになろうかと思っております。その辺についてちょっとご説明をお願いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） ただいま申し上げたこの事業につきましては、国の施策として、各関係省庁が進めている事業でございます。この事業を実施しようとする場合、まず一般の家庭というか、方は、これに直接かかわるということはないと思うんですけれども、その中で、そういう事業者にしてみれば、そういう軽減措置がある。例えばほかに補助金がもらえる、税の軽減措置があるというのは、十二分にそこらは承知した上で事業を行っていくものと見ております。ですから、そこらで必然的にこちらのほうに必要があれば申請を行うというもので、該当すれば、税務課としては、それを承認するというような考えでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第19号につきましても本会議で補足説明したとおりでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第20号につきましても本会議で補足説明したとおりでございます。加えての説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(伊藤 保) これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第18号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第18号は承認することに決しました。

議案第19号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第19号は承認することに決しました。

議案第20号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第20号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私から2点、庁舎建設と築山の整備についての進捗状況につきまして、口頭にて報告をさせていただきます。

まず、建設予定地の公園整備に使われた補助金の返還、1億1,000万円ほどでございましたが、この返還について申し上げます。

去る3月31日付をもって、国土交通省関東地方整備局長から補助金の返還がない旨、承認書の送付があったことを改めて報告させていただきます。

財産処分の条件につきましては、取り壊しが完了した際には、その旨報告すること、それのみでございます。その他の条件はなかったことを報告させていただきます。

では、事業の進捗でございますが、現在、当初予算で承認をいただきました設計業務に係る事務手続きを進めているところでございます。設計業務のうち、市民窓口の形態や庁舎内の案内板、それから什器等の配置計画、それから完成後の移転計画を定めるためのオフィス環境整備業務について、5月10日から公募型のプロポーザルによる手続きを実施し、3者からの参加申し出がありました。6月30日に選定審査会、プロポーザルを実施予定でありまして、契約は、7月中旬を見込んでいるところでございます。

また、本体工事に係ります基本・実施設計業務につきましては、平成29年、30年、今年、来年の2か年で設計を行い、31年、32年は監理業務を行っていく予定でございます。

この業務につきましては、6月1日から公募型プロポーザルによる手続きを実施しております。現在は、参加申し出者の書類審査をしているところでございまして、7月下旬に選定審査会を開催し、契約は8月の中旬を見込んでおります。

なお、設計業務は、市民利用、議会機能、執務環境、防災面等、全ての新庁舎としての形態を具体化していくもので、旭市新庁舎建設市民会議委員について、市議会から2名の就任をいただき、6月19日付の通知によりまして、本委員会の平野忠作議員と、それから林正一郎議員に就任をいただき、今後より一層充実した協議内容にしたいと考えているところでございます。

今後も議会や市民の皆様方の意見を聞きながら、年度内の基本設計の完成を目指し、平成30年度末には実施設計を完成し、31年度から工事着手できるよう進めてまいりたいと考えて

おりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、津波避難施設（築山）整備事業の進捗状況を申し上げます。

築山整備におきましては、平成28年度、昨年度に用地取得が終了し、本年3月17日に、主に地盤改良を目的とした造成工事を契約し、今年度へ繰り越したところでございます。

現在は、現場事務所及び防砂ネットの設置が終わり、田の部分の埋め立てを行うため、土砂搬入に向けて準備を進めているところでございます。

本日、現地調査を行っていただける予定でございますが、現場は、動いているような状況でないことをあらかじめ報告させていただきます。

埋め立てに使用する土砂は、経費削減のため、下水道浄化センター内に仮置きしております市内の道路工事等で発生した建設残土を使用することとしております。全部賄えるかどうかは別として、建設残土を使用いたします。なお、搬入する土砂につきましては、千葉県残土条例の許可基準でございます地質分析調査を行い、基準値を下回っていることを確認しているところでございます。

土砂の搬入が終了した後、液状化対策のための地盤改良を行う予定で、工法としては、セメント系の改良材を地盤内で攪拌混合し、非液状化層を構築するものでございます。

今回の地盤改良を目的とした造成工事の完了は、10月23日の予定となっております。

また、造成工事と並行して、現在、築山本体工事、盛り土工事の発注の準備を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、2点ご報告させていただきます。

両面刷り1枚の資料、平成28年度「道の駅季楽里あさひ」実績報告書をご覧いただきたいと思っております。

今定例会の報告第5号で、株式会社季楽里あさひの事業経営状況を報告させていただいておりますが、加えて、部会別売上と年度末の出荷者数等について、資料に記載のとおり報告いたします。

続きまして、資料はございませんが、旭市地域公共交通会議委員の就任について説明を申し上げます。

このたび、市議会から向後悦世議員に委員就任いただく旭市地域公共交通会議です。

この組織は、地域住民の生活に必要なバス等の確保やその利便の増進を図り、地域の実情

に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、副市長を会長とし、公共交通事業者や利用者の代表、国や県の関係機関の代表者で設置しております。

なお、今年度、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにし、市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築することを目的に、公共交通政策のマスタープランとなる旭市地域公共交通網形成計画の策定を予定しております。よりよい地域公共交通網を構築してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上で、企画政策課所管の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 所管課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

有田委員。

○委員（有田恵子） 総務課長の答弁で、補助金の返還なしの承認をいただいているという条件が、取り壊しの完了を報告することだということですが、取り壊しというのは、どこの取り壊しでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

このたび、庁舎を予定しております1万平米のうちの、表面的には芝生とタイル等が張ってありますが、それを撤去した段階で、そこら辺の撤去した完成写真を国のほうに報告すると。それが処分が完了したということになるかと思えます。表層の芝とかタイルを取り剥がした段階です。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 文化の杜の敷地のそこの取り壊しですか。今れんががあって、ちょうどその切る予定のところの取り壊しのことを言っているわけですか。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） ほかにありますか。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） すみません。私から季楽里あさひのことについて、これは応援する立場から幾つかお伺いしたいんですけれども、これは部門別会計というのをまずやっているのかどうか、決算書のほうからはちょっと分からないんですが、売上げのほうは部門別になって

いるんですが、特にレストランの部分について、レストラン部分の経費がどのぐらいかかっているのか、採算がどうなのかという、その辺をお伺いしたいと思います。

また、併せてレストランの評判がどうかということをお伺いできればと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 今、細かい資料を持っていないので、すみません。

レストランのほうは、去年の秋過ぎから結構いい状態が続いていて、入場者数も今年の5月の連休なんかは300人を超えたとか、そういうような日もあるようで、収支改善しているというような話は聞いております。

部門別の会計ですが、これは道の駅のほうで実際この集計をしているわけじゃなくて、レジの集計作業でやった後に、もう1回手作業の部分もあって、なかなかこれを出すのは大変で、ふだんはこの会計でやっていないもので、この会計そのもので収支というような分け方はしておりません。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） それでしたら、ちょっとそうするとレストランの売上げは、感覚値でうまく収支が、販管費でもって全部一緒に入ってしまったと思うので、これ、もしできれば部門別にレストランの収支とか出せるようでしたら、資料のほう、お願いできればと思うんですけれども。

好転しているということはお伺いしてはいるんですけれども、もし出せれば、資料のほうでお願いしたいのと、あとこれは傾向で構わないんですけれども、現状で市内、市外での来店者数というのがどのぐらいの割合になっているのか。この場合は、ちょっと出ないかもしれないけれども、もし季楽里あさひのほうに報告のほう、この場でしか道の駅に関してのことは質問できませんので、後ほど季楽里あさひのほうから資料をいただければと思うんですが、市内、市外の傾向ということで構いません。数値は、はっきりとしたものは出ないと思いますので。

あともう一点、季楽里あさひに期待されているものとして、一つは、こういった売上げももちろんそうなんですけれども、食、観光の発信拠点としての情報発信という意味で期待されている部分も多いわけでごさいます、今後どういったことを打っていくというつもりでいるのか、これも季楽里あさひのほうに聞いてみないとということだと思っておりますけれども、この場でしか聞きようがありませんので、分かる限りでお願いできたらと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 例えば何かの会員とかというカードを作ったりとか、そういう区別はしておりませんので、買っている方の住所は、ふだんレジでは全然分からないので、それは、要はイベントをやった、例えばバスが来たとか、そういうときには市外の方は多くなりますが、ふだんの会計では全くそれは分からないというのが現状だと思います。

それと、どのようなことをやっていくかということの中で、例えば今、商工観光課のほうでやっておりますが、バスの誘致、そういうものをしていって、外からの人を呼び込むというようなことに力を入れていきたいということは、企画のほうでも考えております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保